

他都市条例の参考事例

〇堺市子ども青少年の育成に関する条例

前文

子ども青少年は、社会を構成するかけがえのない存在であり、その健やかな成長はすべての人々の共通の願いである。

しかし、社会経済情勢の変化が子ども青少年の育成に大きく影響を及ぼし、全国的に虐待、いじめ、不登校及び非行を始め、子ども青少年に関する様々な課題が山積している。

このような状況からも、子ども青少年を取り巻く社会のあり方が問われているところであり、私たちは、乳幼児期からの育成が大切であることを認識するとともに、国や大阪府と役割を分担しつつ、社会全体で子ども青少年の育成に取り組み、その人権が守られ育まれる社会を構築していかなければならない。

私たち堺市民は、自由都市・堺の人々の気風を礎に、子ども青少年が豊かな人間性とたくましく生きる力を備え、未来社会の担い手として、世界に通じる感性で様々な問題に対応できる大人へと成長できるよう、力を合わせ取り組むことをここに決意し、この条例を制定する。

総則部分

第 1 条 目的

子ども青少年の育成について、基本理念を定め、保護者、学校等、市民、事業者及び市の責務等を明らかにすることにより、社会全体で子ども青少年を育む環境づくりを推進することを目的とする。

第 2 条 定義

子ども青少年＝おおむね 18 歳未満の者

保護者＝親権を行う者、未成年後見人、里親、児童福祉施設の長その他の子ども青少年を現に監護する者

学校等＝市内にある学校、幼稚園、保育所その他これらに類する施設で子ども青少年を保育し、教育し、又は育成するもの

市民＝市内に住所を有し、又は市内に通勤・通学する者

事業者＝市内で事業活動を行うすべてのもの

第 3 条 基本理念

自らの責任を自覚のうえ、その行動を律し、協働すること。

子ども青少年を一人の人間として尊重するとともに、子ども青少年が個性や能力を発揮できるよう育むこと。

広い視野と豊かな人権感覚を持ち、主体的に行動できるよう育むこと。

第4条 子ども青少年の心がけ

子ども青少年は、社会的に自立した大人へと成長するため、次に掲げる事項を心がけること。
生命と人の尊厳を大切にし、優しく思いやりのある行動に努めること。
未来社会の担い手であることを自覚し、自己の向上に努めること。
社会の一員として、社会の規範を守ること。

第5条 保護者の責務

家庭における教育の重要性を自覚し、個々の発達段階に応じて生きる力を身に付けることができるように努めること。
子ども青少年と意思疎通を図るとともに、安心して過ごせる家庭を築くように努めること。
子ども青少年の模範となる行動に努めること。

- 「〇〇の役割」としている条例もある。
- 「子育て支援団体の役割」を規定している条例もある。

第6条 学校等の責務

人権教育の理念にのっとり、自尊の感情を育むとともに、子ども青少年が互いに尊重し合う関係を築くことができるように努めること。
市民等と協働し、子ども青少年に係る諸課題に取り組める体制の整備に努めること。
他の子ども青少年又は教職員とのかかわり合いを通して、自らの能力を向上させ、社会性を身につけることができるように努めること。

第7条 市民の責務

地域が果たす役割の大切さを認識し、子ども青少年を見守るとともに、子育てへの協力を努めること。
豊かな人間関係を築くことができるよう、積極的かつ適切なかかわり合いに努めること。
子ども青少年が主体的にかかわることができる地域社会を築くように努めること。

第8条 事業者の責務

子ども青少年の育成を阻害することのないよう配慮するとともに安全で良好な環境づくりに努めること。
事業者の持つ情報及び資源を有効に活かし、学校教育活動や地域行事等への積極的な協力を努めること。
事業所で働く保護者が第5条に規定する役割等を果たすことができるよう雇用環境の整備に努めること。

第9条 市の責務

子ども青少年を取り巻く環境や実態を調査・分析し、施策の研究に努めること。

子ども青少年育成の基本理念を踏まえ、次の基本的施策を実施すること。

- ・子ども青少年の様々な体験活動
- ・子ども青少年が健康で安全に過ごせる環境づくり
- ・子ども青少年の社会参加の促進
- ・妊娠期又は子育て期にある家庭への支援
- ・虐待、体罰及びいじめの防止並びにその早期発見
- ・子ども青少年の最善の利益に配慮した相談体制

保護者、学校等、市民及び事業者が行う子ども青少年の育成に関する取組について、連携、協力又は協働が図られるよう必要な調整を行う。

子ども青少年の育成について市民等の理解を深めるための広報活動等を行う。

➤市が実施する基本的施策だけを、別の章で構成し、定めている条例もある。

第4章 子どもに関する基本的な施策等

- § 14 虐待、体罰、いじめ等の救済等
- § 15 子どもの育ちの支援
- § 16 子育て家庭の支援
- § 17 子どもの参画の促進
- § 18 関連施策との一体的推進
- § 19 調査研究等

➤その他、特徴的な事例

- 小中学生に携帯電話を持たせないよう、保護者に対する努力義務を規定している。
- 事業者に、有害サイト閲覧制限のためのフィルタリングを義務付け、指導及び勧告、立入調査等の市の権限を定め、違反事業者名を公表する規定を設けている。

推進体制等

第10条 育成計画

子ども青少年の育成に関する基本的な計画を策定・公表する。

第11条 年次報告

子ども青少年の育成に関する施策の実施状況等について、年次報告を作成・公表する。

第12条 堺市子ども青少年育成会議の設置

育成計画に関する重要事項について、調査審議等する。

その他

第13条

条例の施行について必要な事項は、規則で定める。